



めるいわゆる外国系企業と思われる者の取得として、平成三十年に四十三件三百五十ヘクタール、森林買収を把握しており、同じく累計では四千七百十一ヘクタールとなつております。

これらの取得された件数の多い都道府県は北海道であり、取得目的は資産保有、別荘用地等が多くなつてゐる、そういう結果となつてゐることろでございます。

○白石委員 国としても把握していて、それを毎年発表していると、配付資料でも、これは林野厅さんのホームページから出しているもので、一般の方も見られるということですね。それを一つ一つ見て、一番上のところで、法人で中国(香港)で二十一ヘクタール。これは結構大きいなといふふうに思ふんですけれども、それ以外を見たら、別荘地というその説明も成り立つかなどいうようなところであります。

しかし、これは年間累積していたら相当な面積にもなると思いますし、二番目の質問ですけれども、抜け落ちの可能性ですね。全て本当に把握しているのか。例えばダミーであるとかそういうものを使わないか、あるいは届出をやつていないといふ可能性があるんじやないか、こう勘ぐつた認識はいかがでしょうか。

○小坂政府参考人 お答え申し上げます。

外国資本による森林買収の状況につきましては、調査開始当初は、国土利用計画法に基づく届出、こういった情報を参考に把握していたところでございましたが、この届出は一定面積以上ということで、全ての土地の売買を把握していたものでございませんでした。

こうした中、平成二十三年の森林法改正におきまして、面積にかかわらず、新たに森林の土地の所有者になつた者に対する市町村長への届出制度が措置されましたことから、現在は、全ての森林の移動については把握は可能になつたのかなどいふふうに考へているところでございます。

さらに、今年度から、市町村が林地台帳という

ものを用意するようにいたしました。そういう林地台帳のデータと突合することによって、例えば無届けであるとか、そういうことをチエックで

くるようなことは必要な範囲でできるかなというふうに考へているところでございます。

○白石委員 本当に抜けがないか、いろいろな情報から収集して、目を光させていただきたいと思うふうに思います。

次の質問は、三番と四番をちょっとまとめて質問させていただきます。

所有については先ほどのお話で、所有した後、その利用についての制限に関する法規制があるのか、そして、その法規制によって利用方法を不許可としたといったようなことはあるのかについてお聞かせください。

○小坂政府参考人 お答え申し上げます。

農林水産省におきましては、森林の持つ多面的機能を持続的に發揮させていくため、森林法に基づき、森林の利用に対して、開発行為や伐採の規制措置を講じてゐるところでございます。

具体的には、水源涵養等の目的を達成する上で非常に重要な森林、これにつきましては保安林に指定し、森林として維持することを基本として、伐採や転用の制限を課しているところでございます。

また、保安林以外の森林におきましても、一ヘクタールを超える開発を対象に林地開発許可制度が措置されているほか、一ヘクタール以下の森林の開発等についても伐採届出の義務づけがなされているところでございます。

このようないくつかの制度の運用においては、法令や許可基準等に基づき、場合によつては保安林の不解除、そういう措置であるとか、林地開発許可に当たつて条件を付与するとか、さらには監督処分を行ふとか、そういうことが行われてゐるところでございます。

また、これらの措置につきましては、森林所有者が外国人であるか否かにかかわらず適用されるものであり、こういった制度を使って、森林の適

切な利用や保全を図つてまいりたいと考えてゐるところでございます。

○白石委員 最後の質問です。点字ブロックのメモテナンスについてお伺いします。

点字ブロックというのは、障害者の方にとって外出するときに大事な命綱でありますけれども、その施工の不備であるとか、あるいは、やはり最近大雨とかが多いです。普通の道路であつても、だんだんそれが壊れてくる、点字ブロックも壊れてくる。その維持管理に不備があつた場合は、利用者さんが、障害者さんとかその御家族がその都度連絡して補修してもらつて、国道か県道か私道かわからない中で、試行錯誤しながら連絡し、補修してもらつて、そういう状況です。

○小坂政府参考人 お答え申し上げます。このような問題に対し、定期的に巡回して、それによつて、対応した後、定期的に順位を決めて一斉点検していただけないか。そして、それによつて、対応した後、定期的に順位を決めて一斉点検していただけないか。そういう点検をするというサイクルをつくつて、伐採や転用の制限を課しているところでございます。

○長橋政府参考人 点字ブロックの点検についてのお尋ねでございます。お答え申し上げます。

国が管理している国道では、通常、日常業務の中で道路巡回しておりますけれども、そういうお尋ねでございますけれども、そういうお尋ねでございます。

○清水委員 日本国鉄の清水忠史でございます。

私も、所信に対する質疑に入る前に、一言、桜を見る会について発言をしたいと思うんですね。

実は、この桜を見る会に行きますと、お土産にお酒を飲む升をもらえるんです。升酒の升ですね。この升がインターネットの出品、購入サイト、メルカリに多数出店されておりまして、大体一千円から千五百円ぐらいで売っているんですよ。胸につける招待客のリボンとセットであると二千五百円から三千ぐらいで売れている。その中で一番高価なものが、何と、片山さつき前地方創生担当大臣の名刺なんですよ。この名刺の出品者は、二〇一九年、安倍晋三総理大臣主催の桜を見る会で片山さつき政調会長代理本人より直接いただいたものですといふことで、値段が何と、一枚一万三千五百円。まだ売れ残つております。

この升がネットで売買されているといふことで、二人の大臣が相次いで公職選挙法違反の疑いで辞任をする、その中で、税金を使つた

そう認識をしてございますけれども、委員御指摘のようなことがあります。確かに、日常的に破損しているような場合に、利用者に御不便をかけるとか使えないということもございますので、点字ブロックの点検を含めて、道路の適切な維持管理の重要性というのを改めて認識したというところでございます。

それで、国交省としては、国の管理する道路についても適切に維持管理を再度徹底するようにして、道路の維持管理を適正に行つてまいりたいというふうに考えてございます。

○白石委員 ぜひ働きかけをよろしくお願ひします。

○山口委員長 次に、清水忠史君。私は、所信に対する質疑に入る前に、一言、桜を見る会について発言をしたいと思うんですね。お酒を飲む升をもらえるんです。升酒の升ですね。この升がインターネットの出品、購入サイト、メルカリに多数出店されておりまして、大体一千円から千五百円ぐらいで売っているんですよ。胸につける招待客のリボンとセットであると二千五百円から三千ぐらいで売れている。その中で一番高価なものが、何と、片山さつき前地方創生担当大臣の名刺なんですよ。この名刺の出品者は、二〇一九年、安倍晋三総理大臣主催の桜を見る会で片山さつき政調会長代理本人より直接いただいたものですといふことで、値段が何と、一枚一万三千五百円。まだ売れ残つております。

この升がネットで売買されているといふことで、二人の大臣が相次いで公職選挙法違反の疑いで辞任をする、その中で、税金を使つた

後援会活動ではないかといふことが今疑われておりますので、やはりしっかりと調査していくといふことが大事だと思いますし、私たち野党そろつて結束して追及をしていきたいといふふうに思います。

国民の皆さんのが怒つておられるのは、この桜を見る会の予算や招待人数はふえているのに、一方で消費税の増税が強行されたことだといふふうに思ふんですね。きょうは、この消費税の引上げやあるいはポイント還元の導入が、いわゆる地方のとりわけ過疎地の方々にどのような影響を与えていたのかといふことについて、北村誠吾大臣と議論をしたいとうふうに思います。

まち・ひと・しごと創生基本方針二〇一九では、人口減少や高齢化が著しい中山間地域等についての言及がござります。ここでは、地方の山間地域や離島なども地域再生の対象として集落生活圏維持政策を実施するとしています。

しかし、十月からの消費税増税によりまして、実は地方には大きな矛盾と混乱をもたらしていると言わなければなりません。これはキャッシュレス決済によるポイント還元についてなんですね。現在、毎日十億円規模でポイント還元が行われているということなんですが、ここからが大事、地方では使えない、高齢者では複雑過ぎてよくわからない、結局金持ち優遇で不公平じゃないか、こういう声がこのポイント還元導入前から上がっていたわけなんですね。

実は、ことし三月五日の参議院予算委員会で世耕弘成前々経済産業担当大臣は、地方切捨て、高齢者切捨てとの批判に対して、地方とか高齢者が対象外だということは、これは当たらないといふようにしつかり述べておられるんですね。電子マネーカードについては地方のスーパーでも今普及が急速に進んでいる、地方切捨てではない、高齢者置いてきぼりではない、こういうふうに述べておられるんです。

北村大臣にお伺いしますが、今回の消費税導入

に伴うキャッシュレス決済によるポイント還元事業

については、経済産業省で適切に対応するものと心得ますので、いざれにしても、地方創生を所管する私といたしましては、現場の声をしっかりと伺いながら、地方創生の実現に資するよう全

力で取り組んでまいりますとお答えします。

○清水委員 資料の一をどうぞください、配付資料の一番を。

○北村国務大臣 お答えいたします。

キャッシュレス決済に伴うポイント還元制度については、経済産業省で適切に対応するものと心得ておりますので、いざれにしても、地方創生を所管する私といたしましては、現場の声をしっかりと伺いながら、地方創生の実現に資するよう全

業これは地方や高齢者の皆さんにとって本当に切捨て政策ではないといふふうにお考えでしようか。

今答弁いただいたように、ポイント還元事業がその自治体の中に一軒も利用するお店がないという自治体が七つある。読み上げます。東京都青ヶ島村、新潟県粟島浦村、和歌山県の北山村、高知県の大川村、鹿児島県の三島村、鹿児島県の十島村、そして沖縄県の渡名喜村、これらは住んでいる地域に一軒もポイント還元ができる店がないんですね。しかも、一軒台しかないと自治体が百五十四ということですから、全自治体の約一割で、このように、いつでもどこでも使えるというような制度に今なっていないということなんです。

ですから、もちろん声を聞いていただきたいことはこのポイント還元の使える自治体がどれだけあるのか、使えない自治体がどれだけあるのかといふ実話を紹介したわけですよ。

何とおっしゃっているかといふと、一、二年間にどれだけキャッシュレスが浸透するかといふことになる、浸透し切れない部分にも温かみが行くような対策をとらなければならない、こう述べまして、いわゆるキャッシュレス決済が進んでいない地域地方ですね、それから消費者、こう述べまして、いわゆるキャッシュレス決済が進んでいない方々への支援が必要だ、こう述べておられるんですね。ですから、決して所管と関係ないところではないと思うんですね。

そこで、経産省にまず確認させていただきたいと思います。

十一月一日時点でのポイント還元制度が使える加盟店の登録数が一件もない自治体、いわゆるその恩恵を受けることができるわけですが、地方に住む人にとっては、こうした事業の恩恵を受けることができないわけですよ。そういう点でやはり、最初に、私は山さつき前地方創生担当大臣が、行き届いていないところにも温かみのある対策をやらなきゃならないということを前もって懸念されていたわけですし、地方切捨てでない、高齢者切捨てでないとおっしゃるんですけども、実際この資料を見ていただいたら、地方や高齢者がやはり恩恵を今のところ受けていない制度だということは認めざるを得ないんじゃないでしょうか、大臣。

○北村国務大臣 お答えいたします。

キャッシュレス決済に伴うポイント還元制度については、先ほども申しますように、経済産業省で所管していただきておりますから適切に対応するものと心得ますけれども、私としては、地方創生を所管する大臣として、現場の声を聞きながら

治体が全部で十自治体、それから、九店舗以下、一軒台の自治体は百五十四自治体といふことになってございます。

○清水委員 資料の一をどうぞください、配付資料の一番を。

○北村国務大臣 お答えいたします。

キャッシュレス決済によるポイント還元事業が、やはり都市部と地方で受ける恩恵が違う感じなのです。それを具体的にあらわすために、経産省にも来ていただき、このボーナス還元の使える自治体がどれだけあるのか、使えない自治体がどれだけあるのかといふ実話を紹介したわけですよ。

ですから、もちろん声を聞いていただきたいことは、少なくとも現時点では、都市部の方々に対して、地方に住んでおられる方々でいうと、だつて住んでいるところにポイント還元を使えるところがないんですから、そういう点では不公平になってしまっているんじやないか、ここでの認識だけ、ちょっと原稿を置いて、大臣の所見をお伺いしたいと思うんです。

だつて、大臣は所信で、それぞれの地域で住みよい環境を確保する、こういうふうに所信で述べられたわけですから。ポイント還元を使えない、お店もない、そういうところにはちゃんと温かみのあるある政策をしないといけない、今は不公平になつていて、その認識がなければならないと思うんですが、大臣、いかがでしょうか。

○北村国務大臣 お答えします。

ポイント還元の加盟店登録が全国津々浦々に広がるよう、今後は、まず個別周知、勧誘、そういうことによって加盟店が拡大していくよう、さらに、チラシ、ポスター配布や全国各地でのキャッシュレスの使い方の講習を開催する、わかりやすい動画の配信を行う。また、キャッシュレス決済になじみのない方々へ周知できるように、より多くの方々に参加いただけるように取り組んでまいります。経済産業省とともに、力を合わせてやっていくことだと思います。

○島田政府参考人 お答えをいたします。

十一月一日の時点では、全国千七百八十八市町村のうち、加盟店の登録数がゼロの自治体は七自治体でござります。また、一店舗となっております自治体がぬと考へております。そういうことで、取り組

○清水委員 やはり現場の実態というのと、北村大臣、ぜひリアルにつかんでいただきたい。紹介したいんですけども、私の選挙区、近畿ブロック、二府四県なんですが、百九十八の自治体がございます。ポイント還元事業に加盟しているお店が一括りと、いうのが十八自治体あるんですね、近畿ブロックの中にも。それで、私は、加盟店がゼロという北山村周辺の和歌山県、それから奈良県、この山間地域を調査してまいりました。寄りはとても隣町まで行くことができませんし、使える自治体がありませんから、ポイント還元を使える隣町のスーパーへ行くまでは車で三十分、四十分以上かかるんですよ。運転免許のないお年寄りはとても隣町まで行くことができませんし、バスに乗るというのであれば、一日に二、三便、一時間以上かかるわけですよね。ポイント還元を受けるのにバス賃を払わないといけない。もちろん、村の中にはセブンイレブンなどの大手コンビニは一つもありません。小さな雑貨屋か移動販売があるだけなんですね。

北山村で雑貨店を営んでいる年配の女性に話を聞きました。

スマホは使わない、ポイント還元はよくわからない、消費税の増税の負担だけが押しつけられて地域は大変だ、こういうふうにおっしゃつておられたわけですよね。

大臣、先ほど現場の声をしっかりと聞きたいといふうにおっしゃつておられましたので、こういふう本当にポイント還元が使えないという自治体に実際足を運んで現場をごらんになられませんか。

何でしたら、私、招待しますので。ぜひ、その気持ちだけ、まずここで確認したい。

○北村国務大臣 今後、委員のお勧めもございま

すし、お時間をいただいて、まず第一期まち・ひと・しごと創生総合戦略、これの策定に当たらないければなりませんから、スーパー・シティ構想の実現に向けた制度整備等を進めるに当たってはまさに地域の実情をしっかりと把握することが大事であります。それで、視察先についても、そうした地方創生の取組の強化を図る上で参考となる事例をしつかり見

てまいりますということで取り組むということを御理解いただきたいと思います。

○清水委員 最後に、配付資料の二を見ていただきたいんですね。これは都道府県別一人当たりの県民所得の数字なんです。見ますと、やはり都会の方は高いんですね。東京都が五百三十七万八千円、一人当たりの所得ですね。愛知県は三百六十万七千円なんですが、北村誠吾大臣の地元長崎県は二百三十八万八千円。非常に都会と地方とでは県民所得に差が大きいんですよ。このことは御存じだというふうに思います。

配付資料の三枚目を見てください。これは私の事務所で作成したものなんですが、いわゆる収入に對する消費税の負担割合のグラフをつくってま

いました。例えば、年収が一千五百万円を超える、こ

ういう方々の消費税の負担割合は六・五

万円の収入のある方の消費税の負担割合は六・五

%なんですが、年収が一千五百万円を超える、こ

ういう方々の消費税の負担割合は二・〇一%、非

常に低いんです。収入のほとんどを生活費に回さなければならぬ低所得者と違つて、高額所得者の方々は貯蓄や投資に回せますので、消費税の負担は非常に軽くなるんです。

つまり、私が何を言いたいかというと、今度の消費税というのは逆進性があるわけですから、と

りわけ県民所得の低い傾向にある地方に対しても大きな負担を押しつけたということになつた、こう

いう認識はお持ちではありませんか。

○山口委員長 北村国務大臣、時間が過ぎていま

すので、簡潔に。

○藤田委員 日本維新の会の藤田文武でございま

す。

地方創生委員会は初めての質問になりますので、これからどうぞよろしくお願ひいたします。

冒頭、桜を見る会のことが話題になつていてるので、私も、はやりに乗りまして一言申し上げたい

で、私も、はやりに乗りまして一言申し上げたい

で、私は、はやりに乗りまして一言申し上げたい

で、私は、はやりに乗りまして一言申し上げたい